

広島市告示第314号
令和8年6月5日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、平成26年11月4日付け広島市告示第547号において指定を行った次の者に対する寄附金に関して、令和4年3月10日以後に支出された寄附金については当該指定を取り消したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松 井 一 實

名称	所在地	取り消しの理由
公益財団法人コミュニティ未来創造基金 ひろしま	広島市中区八丁堀 3番1号	清算終了の登記がされたため （令和4年3月10日）